

特定非営利活動

NPO法人 School Liberty Network | 定款

第1章 総則

(名称)

特定非営利活動

第1条 この法人は、~~NPO~~法人 School Liberty Networkという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区北青山一丁目3番1号アールキューブ青山3階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中高生を主とした生徒及びその保護者や教員を対象として、校則問題をはじめとした学校で起こる問題の解決を援助し、より自由で豊かな学校生活の環境を実現させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)社会教育の推進を図る事業 ~~活動~~
- (2)まちづくりの推進を図る事業 ~~活動~~
- (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)依頼者の要望に応じ問題解決を図るため、各教育委員会及び地方公共団体に対して相談代行又は同伴する事業
- (2)依頼者の要望に応じて、学校問題解決に必要な書類作成の代行又は解決策の提案を行う事業
- (3)校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力をを行う事業
- (4)教育又は他のテーマに興味を持つ中高生を対象とした交流イベントの開催する事業
- (5)校則問題の解決あるいは生徒会活動等で使用することができる各種フォーマットを作成し提供する事業
- (6)学校等で使用するポスター又はその他掲示物のデザインを行う事業
- (7)その他第3条の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 活動会員 この法人の事業の活動に参加する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めない場合、速やかに、理由を付した書面又は電磁的な方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に当該全員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下とする。
- (2) 監事 1人以上2人以下とする。
- 2 理事のうち、2人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちは、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならないこととする。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反又はその他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に当該全員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その責務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理方法
- (9) 借入金（その他事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事柄を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、幹事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し。可否同数のときには、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した署名又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前号第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に関わる事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動報告書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1号第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、東京都に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する質借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

代表理事	濱	崎	希	歩
代表理事	中	村	眞	大
理事	大	保	海	翔
理事	高	松	ひ	かり
監事	上	中	健	太朗
監事	片	山	櫻	
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2024年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2024年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、賛助会員の年会費は1口から受け付ける。

(1) 正会員	入会金	個人0円	
	年会費	個人0円	
(2) 活動会員	入会金	個人0円	
	年会費	個人0円	
(3) 賛助会員	入会金	個人0円	団体0円
	年会費	個人10,000円	団体50,000円(それぞれ1口あたり)

令和5年11月15日

東京都知事 殿

特定非営利活動

法人School Liberty Network

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

1. 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)

各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2. 役員名簿

	役名	(フリガナ) 氏名		報酬の有無	役職名等
1	理事	ハマサキ ノブ 濱崎 希歩		無	代表理事
2	理事	ナカムラ マサヒロ 中村 眞大		無	代表理事
3	理事	オホノ カト 大保 海翔		無	
4	理事	タカマツ ヒカリ 高松 ひかり		無	
5	監事	ウエノカ ケンタロウ 上中 健太郎		無	
6	監事	カタヤマ サクラ 片山 櫻		無	
7					
8					
9					

令和5年11月28日

東京都知事 殿

特定非営利活動
NPO法人School Liberty Network

令和5年度 事業計画書

1 事業実施の方針

令和5年度は都内を中心として事業を展開する。

校則に関するデータの作成や相談室の開設、講演会や交流会を行なっていく。

2 事業の実施に係る事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 530,000円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
依頼者の要望に応じ問題解決を図るため、各教育委員会及び地方公共団体に対して相談代行又は同伴する事業	全国校則相談室(仮)をオンライン上で開設する	11月~3月(※常時開設)	オンライン	5人	全国の中高校生及び保護者、教員など	100人	50
	教育委員会または地方公共団体への相談代行若しくは同伴をする	12月~3月(※常時対応)	各地方	5人	全国の中高校生及び保護者、教員など	50人	70
依頼者の要望に応じて、学校問題解決に必要な書類作成の代行又は解決策の提案を行う事業	学校問題解決に係る解決策提示と、書類作成の代行を行う	12月~3月(※常時対応)	オンラインor各地方	5人	全国の中高校生及び保護者、教員など	50人	60
校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力を行う事業	校則をテーマとした講演会の開催	1月	都内	10人	中高生を主とするテーマに興味のある人	80人	60
校則問題の解決あるいは生徒会活動等で	生徒会活動用の書類フォーマット作成と提供	1月	オンライン	3人	生徒会従事者	30人	50

使用することができる各種フォーマットを作成し提供する事業	校則問題解決の手順が記載されたフォーマットを作成し提供	1月	オンライン又は地方	3人	校則問題従事者	30人	50
	依頼に応じて書類作成を行う	12月～2月	オンライン	3人	中高生	20人	50
学校等で使用するポスター又はその他掲示物のデザインを行う事業	生徒会で活用するポスターのデザイン作成と提供	12月	オンライン	3人	生徒会従事者	40人	60
	学校内で使用する配布物やポスターのデザインを代行する	1月	オンライン又は都内	5人	学校法人、生徒会従事者その他	100人	30
教育又は他のテーマに興味を持つ中高生を対象とした交流イベントの開催する事業	校則問題に興味のある中高生が現地またはオンラインで交流できるイベントの開催	1月	都内会場とオンラインを併用	5人	中高生を主とするテーマに興味のある人	50人	50

令和5年11月28日

東京都知事 殿

特定非営利活動

NPO法人School Liberty Network

令和6年度 事業計画書

1 事業実施の方針

令和6年度は全国各地を活動範囲として事業を展開する。

校則に関するデータの作成や相談室の開設、講演会や交流会を行なっていく。

2 事業の実施に係る事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 1,040,000円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
依頼者の要望に応じ問題解決を図るため、各教育委員会及び地方公共団体に対して相談代行又は同伴する事業	全国校則相談室(仮)をオンライン上で開設する	4月～3月 (※常時開設)	オンライン	5人	全国の中高校生及び保護者、教員など	150人	100
	教育委員会または地方公共団体への相談代行若しくは同伴をする	4月～3月 (※常時対応)	各地方	5人	全国の中高校生及び保護者、教員など	100人	120
依頼者の要望に応じて、学校問題解決に必要な書類作成の代行又は解決策の提案を行う事業	学校問題解決に係る解決策提示と、書類作成の代行を行う	4月～3月 (※常時対応)	オンラインor各地方	5人	全国の中高校生及び保護者、教員など	100人	120
校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力を行う事業	校則をテーマとした講演会の開催	5月、8月、11月、3月	都内	10人	中高生を主とするテーマに興味のある人	400人	120
校則問題の解決あるいは生徒会活動等で	生徒会活動用の書類フォーマット作成と提供	6月、8月、10月、1月	オンライン	3人	生徒会従事者	60人	100

使用することができる各種フォーマットを作成し提供する事業	校則問題解決の手順が記載されたフォーマットを作成し提供する事業	6月、8月、10月、1月	オンライン又は地方	3人	校則問題従事者	60人	100
	依頼に応じて書類作成を行う	5月～3月	オンライン	3人	中高生	40人	100
学校等で使用するポスター又はその他掲示物のデザインを行う事業	生徒会で活用するポスターのデザイン作成と提供	7月、9月、12月、3月	オンライン	3人	生徒会従事者	60人	120
	学校内で使用する配布物やポスターのデザインを代行する	7月、9月、12月、3月	オンライン又は都内	5人	学校法人、生徒会従事者その他	120人	70
教育又は他のテーマに興味を持つ中高生を対象とした交流イベントの開催する事業	校則問題に興味のある中高生が現地またはオンラインで交流できるイベントの開催	6月、9月、1月	都内会場とオンラインを併用	5人	中高生を主とするテーマに興味のある人	300人	90

令和5年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 School Liberty Network

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			80,000
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	80,000		
2 受取寄附金		700,000	700,000
受取寄附金	700,000		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等		0	0
受取補助金	0		
4 事業収益			20,000
依頼者の要望に応じ問題解決を図るため、各教育委員会及び地方公共団体に対して相談代行又は構想する事業	0		
依頼者の要望に応じて、学校問題解決に必要な書類作成の代行又は解決策の提案を行う事業	10,000		
校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力を行う事業	10,000		
校則問題の解決あるいは生徒会活動等で使用することができる各種フォーマットを作成し提供	0		
学校等で使用するポスター又はその他掲示物のデザインを行う事業	0		
教育または他のテーマに興味を持つ中高生を対象とした交流イベントの開催をす	0		
5 その他の収益		0	0
受取利息	0		
経常収益計			800,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当	0		0
役員報酬	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
(2) その他経費			530,000
会議費	100,000		
旅費交通費	410,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
印刷製本費	20,000		
事業費計			530,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			190,000
消耗品費	100,000		
水道光熱費	0		
通信運搬費	40,000		
地代家賃	50,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
管理費計			190,000
経常費用計			720,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			80,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		0
過年度損益修正益	0		0
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損	0		0
災害損失	0		0
過年度損益修正損	0		0
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			80,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑤		0	
次期繰越正味財産額③-④+⑤			10,000

令和6年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 School Liberty Network

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
[A] 経常収益			
1	受取会費		300,000
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	300,000	
2	受取寄附金		150,000
	受取寄附金	150,000	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		800,000
	受取補助金	800,000	
4	事業収益		80,000
	依頼者の要望に応じ問題解決を図るため、各教育委員会及び地方公共団体に対して相談代行又は関係する事業	0	
	依頼者の要望に応じて、学校問題解決に必要な書類作成の代行又は解決策の提案を行う事業	50,000	
	校則あるいは教育に関する各種イベントを開催又は協力を行う事業	30,000	
	校則問題の解決あるいは生徒会活動等で使用することができる各種フォーマットを作成し提供	0	
	学校等で使用するポスター又はその他掲示物のデザインを行う事業	0	
	教育または他のテーマに興味を持つ中高生を対象とした交流イベントの開催をす	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			1,330,000
[B] 経常費用			
1	事業費		
(1)	人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
(2)	その他経費		1,040,000
	会議費	90,000	
	旅費交通費	914,000	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	36,000	
事業費計			1,040,000
2	管理費		
(1)	人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
(2)	その他経費		220,000
	消耗品費	80,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	40,000	
	地代家賃	100,000	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
管理費計			220,000
経常費用計			1,260,000
当期経常増減額 [A] - [B] ...①			70,000
[C] 経常外収益			
	固定資産売却益		0
	過年度損益修正益		0
経常外収益計			0
[D] 経常外費用			
	固定資産売却損		0
	災害損失		0
	過年度損益修正損		0
経常外費用計			0
当期経常外増減額 [C] - [D] ...②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③			70,000
	法人税、住民税及び事業税 ...④		70,000
	前期繰越正味財産額 ...⑤		10,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			10,000

令和5年11月15日

東京都知事 殿

特定非営利活動
NPO法人School Liberty Network

特定非営利活動法人School Liberty Network 設立趣旨書

現在日本では、中学や高等学校の校則を巡った話題が多く報道などに取り上げられ、校則を変える取り組みが全国各地でなされています。校則は、1873年に文部科学省より発表された「小学生徒心得」であるとされており、社会に出る上でのルールを守ることの大切さを教え、自制心を育むためにあるものとされています。

しかし、近年では、地毛の強要をしたり、下着の色を指定して教員が確認したり、必要に学校の指定品使用を強要するなど、一般常識とはかけ離れた不合理な校則、いわゆる「ブラック校則」が横行しています。これは生徒の人権や尊厳、健康を損ねたりする場合も少なくないため、教育上の大きな問題点であると思います。

このようなことから、生徒の人権を保障し、より過ごしやすい学校生活を築き上げるため、我々は何かアクションを起こさなければなりません。昨今、生徒指導提要の改訂やこども基本法の制定などが進んでおりますが、それだけでは不十分です。特に、私立高校に関しては、行政機関が関与することができないため、第三者が調査を行ったり、生徒の支援をする必要があると考えます。実際、校則問題などに苦しめられていても、変えられずに卒業を迎えてしまう生徒がいることも事実でしょう。

〇〇〇〇はこれまで当事者個人として、校則はないがルールはあると主張する学校に対して改善を求める活動を三年間継続してきました。また、同じく〇〇〇〇は、高校三年次、都立北園高校で高校生をテーマにした「北園現代史」というドキュメンタリー映画を製作したことをきっかけに、校則問題に関わるようになりました。いずれも団体としての活動こそ経験はしていないものの、本法人の活動方針に則した活動を、個人で実施してきました。

しかしながら、個人であるため社会的な信用が得られず、共に活動する人員の確保や、活動に係る資金の確保、企業や他団体の協力を得て行う事業の実現に大変大きなハードルが存在します。このような障壁を取り払って、団体運営の効率性向上と更なる事業拡大を目指し、我々の活動に賛同する誰もが気軽に参加することのできる特定非営利活動法人となることを決意いたしました。

特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法律等で定められた書類の作成・提出、外部への情報公開などを適切に行うことで社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。我々は活動を通じて、健全な教育と生徒の人権保障がされる社会形成に努め、生徒誰もが安心安全な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

申請に至るまでの経過

令和5年9月 特定非営利活動法人School Liberty Networkの設立を有志で確認

令和5年10月 特定非営利活動法人School Liberty Networkの設立初期人員を確保

令和5年11月 特定非営利活動法人School Liberty Networkの設立総会開催

令和5年11月15日

設立代表者

氏名 濱崎 希歩 ・ 中村 眞大